

告 示

埼玉県告示第六百七十五号

令和五年梅雨前線による大雨及び台風第二号による災害に関し、令和五年六月二日から草加市、越谷市及び北葛飾郡松伏町の区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助を実施する。

令和五年六月七日

埼玉県知事 大野 元裕